

令和4年7月26日

日常生活自立支援事業における不適切な事案に関するお詫びとご報告について

社会福祉法人那覇市社会福祉協議会
会長 新本博司



この度、本会が沖縄県社会福祉協議会（以下、県社協という）より委託を受けて実施する「日常生活自立支援事業」において、令和4年2月に不適切な取扱いが発覚しました。本事業のご利用者及びご家族、関係機関の皆様に対して、心よりお詫び申し上げますと共に調査結果についてご報告させていただきます。

【事案概要】

平成28年3月31日から本事業を利用されているご利用者様の支援において、ご利用者様の支出過多等により本会と一緒に作成した支援計画書に基づいた支援が行えず、本事業で管理している預金口座内での支出管理が困難となったため、ご利用者を支援している関係者と協議し、ご本人了解のもと令和2年8月31日より本会にて小口現金預かりを開始していました。しかし、令和4年2月15日本事業担当職員より、本会事務局長へ小口現金預りの残高が合わない旨の報告がなされたことから、これまでの支払状況や記録等の確認などの調査を行ったところ、10,190円の残高不足があることが判明しました。

【調査結果】

- 1) 調査対象期間：令和2年8月27日（小口現金管理開始）～令和4年3月4日迄
- 2) 調査対象利用者：1名
- 3) 調査方法
 1. 各種記録（金銭管理表、金銭管理月報、ケース記録、領収書、預金通帳の写し、小口現金出納簿）の点検と照合により2件の計上漏れがありました。
 - ①令和2年8月31日（小口管理開始日）、入所施設から預かった金銭（95,983円）の内、9月1日分の生活費として本人に支払った600円の支出計上漏れ
 - ②令和3年6月15日、グループホーム利用料の差額330円の入金計上漏れ
 2. 本事業で保管している領収書のうち、毎月の領収書のうち欠けている月がありました。そのため、各債権者や携帯電話会社などの支払先へ支払い状況の確認を行いました。各債権者については、支払の不備等は発見できませんでした。しかし、携帯料金については、未納は確認されなかったものの、ご利用者様による支

払か本会預り小口現金からの支払かが不明確となっています。

結局、本会預り小口現金から支出したものの、領収書などの客観的な資料によりご利用様の支払に充てられたことが確認できなかった使途不明金が9,920円に上ることが確認されました。

3. 現金の管理方法を確認しましたが、支援日と月末の現金の点検を担当者及び上司の確認がされていませんでした。又、預り現金は金種別に保管されていませんでした。
4. 令和4年3月4日時点での残金は810円となっており、各種記録を点検した結果、上記1の計上漏れによる不足の合計270円と上記2の使途不明金9,920円の合計**10,190円**が不足している状態となっていました。

【事案発生の主な原因】

1. 担当者として、日々の現金点検及び上司への確認を行っておらず、計上ミスに気付いていませんでした。また、小口現金出納簿の月末締めもなされていませんでした。また、計上ミスに気づいた後も速やかに上司に報告をして対応について指示を仰ぐことを怠っていました。このような処理方法が曖昧の状態の後任へ引継ぎを行ったものの、後任の担当者は新卒採用で会計上の単純な記載漏れへの対処ができていませんでした。さらに、後任の担当者も、各種支払についての状況の把握及び記録、資料の保存を怠っており、これらの曖昧な状態について、上司に報告をして指示を仰ぐことを怠り、事態を悪化させてしまいました。
2. 法人として、担当者が小口現金預かり開始について上司へ伺いを立てているものの、上司は業務把握及び定期的な点検が不十分で、担当者任せにしてしまっていました。また、上司は、担当者への日々の業務確認や指示を怠り、担当者からの報告・相談を受けられるような体制を取っていませんでした。さらに、後任の担当者が新卒採用で知識・経験が乏しいにもかかわらず、法人として業務の管理を十分に行うことを怠っていました。法人内の業務管理と内部けん制が不十分であったと考えられます。

【再発防止と対応策】

調査結果及び本事業発生の主な原因について検証した上で、県社協や本会顧問弁護士等の指導を受け、下記の通り再発防止、チェック体制等の強化に取り組んでおります。

1. 小口現金預りの支援について

本事案の発覚から、小口現金は金種別ケースに保管し、支援日及び月末に小口現金出納簿と現金残額を課長（主幹）・局長が確実に点検いたしました。

本事案のご利用者様については、令和4年4月25日に残高不足の判明のご報告と謝罪をいたしました。その際に、ご利用者様から日常生活自立支援事業の支援継続の

意思を確認いたしました。また、今後の支援については、県社協及び本会顧問弁護士と相談の上、本事業の目的の自立支援を基本として小口現金管理方法は不適切と判断いたしました。当該小口現金は、ご利用者様の了解のもと、令和4年5月13日に本事業で預り管理しているご利用者様名義の銀行預金口座に全額を入金する形で返金させていただきました。併せて、今後の支援の方向性や金銭管理方法などケア会議を開催してご利用者様の支援者と協議し、各種支払については、ご利用者様の了解を得て代理納付や口座引き落としへの手続きを進めています

2. ご利用者への弁済等について

使途不明金の「10,190円」については、県社協、本会監事の意見を踏まえ、令和3年度那覇市社協法人地域福祉推進事業からご利用者の小口現金預りへ補填いたしました。

3. 本会における管理体制について

令和4年度、本会の組織体制として、地域福祉課には課長・主査1名配置から、課長・主幹2名を配置し、管理職の業務管理体制を強化いたしました。

そして、日常生活自立支援事業においても、複数の管理職（主任・主幹・課長・局長）で、日々の支援記録（金銭管理票、ケース記録等）や、月報等を点検・管理していますが、チェックが形骸化していたことも要因と考え、改めて県社協からの指導・助言や、本事業の業務マニュアル等に基づき、主幹・課長、事務局長の役割とチェック体制を明確にし、業務管理体制として内部けん制を強化します。本事業に関連して発出された公文書等を熟知し、職員へ周知・指導を徹底します。

従前から実施している調整会議の他に必要に応じてケース検討会議を開催しケースの課題を共有し、専門員や生活支援員が孤立しないように、職員へのバックアップ体制を強化していきます。支援員・専門員の指導教育及び本事業における課題等に取り組みます。管理職は、適宜、報告・相談・連絡が取れる体制を構築し、課題や問題等が発生した場合は迅速に対応していきます。

本会における金銭管理事業に関わる職員、及び全ての職員のコンプライアンスについて周知徹底を図っています。

【今後の対応について】

1. 再発防止策に対して、効果的に実効されているかを法人内部で定期的に評価し、改善が必要な場合は見直しをしていきます。
2. 県社協が実施する研修会等には、全員の支援員・専門員及び担当職員は積極的に参加し倫理観の向上や適切な運営について、意識の向上に努めます。事務局長を対象とした研修会や説明会に参加し、本会職員への法令順守・周知に努めます。

【本事案の経過】 令和4年

2月15日(火)	担当職員より小口現金残額の不一致について報告を受け発覚。
2月16日(水) ～18日(金)	県社協実地状況調査(現地調査)にて報告。点検・調査の指示を受ける
3月5日(土) ～21日(月)	法人内にて点検・調査を実施。(書類の確認・支払先への確認・担当者への聞き取り)
3月14日(月)	会長・常務へ点検進捗報告。不足額(10,190円)の法人補填の承諾。
3月25日(金)	法人内で点検完了報告と今後の対応・再発防止について検討・協議。
4月7日(木)	ご利用者様担当の相談支援専門員へ報告。
4月15日(金)	県社協へ法人内点検の調査結果報告。
4月18日(月)	本会会計監事へ報告し会計処理について相談。
4月20日(水)	本会顧問弁護士へ相談
4月25日(月)	ご利用者様へ謝罪(本会顧問弁護士同席)
4月25日(月)	本会顧問弁護士より担当職員の聞き取り。
4月26日(火) ～27日(水)	県社協実地状況調査(現地調査)にて点検、担当職員の聞き取り。
4月26日(火)	本会監事へ報告
4月28日(木)	本会監事へ報告
4月28日(木)	県社協へ経過報告、相談。
5月2日(月)	本会内部事業企画検討会議にて経過報告。再発防止策の協議。
5月9日(月)	会長・常務と担当職員面談。担当職員及び管理職は始末書提出。
5月10日(火)	三役会議にて本会役員へ経過報告
5月10日(火)	県社協、湧川会長へ新本会長より経過報告と謝罪。
5月11日(水)	県社協へ経過報告、相談。
5月11日(水)	本会顧問弁護士へ報告、相談。
5月13日(金)	那覇市保護課へ報告。
5月16日(月) ～17日(火)	本会法人内監査
5月30日(月)	理事会にて報告
6月16日(木)	評議員会にて報告
6月30日(木)	職員へ説明
7月25日(水)	本会ホームページにて公開。